

## 特別警報及び地震に伴う非常措置について（保存版）

京都市に「特別警報」が発令された場合と、震度5弱以上の地震が起きた時の川岡東児童館の措置についてお知らせいたします。また、災害発生時にはメール配信でお知らせする予定ですので、必ず登録をお願いいたします。

### ○特別警報発令時の措置について

#### 1、登校、登館前に警報が発令された場合

- ①特別警報発令中は命を守る行動を最優先し、児童館利用を見合わせ、**自宅待機**させてください。
  - ②特別警報が解除された場合は以下の措置を取ります。
    - ・午前0時までに解除された場合
      - ◆学校（小学校は13：55から）のある平日…通常通り開館
      - ◆土曜、長期休業中…13時より開館
    - ・午前0時現在、発令中の場合…当日は臨時休館
- ※特別警報解除後、建物や周囲の安全が確認でき次第、災害復興のためなどに要保育とみなされる場合は受入れます。

#### 2、児童館登館後に特別警報が発令された場合

- ①安全が確認できるまで、児童館で保育します。
- ②安全が確認できた時点で保護者の方のお迎えをお願いいたします。
  - ※学校で引き渡し措置の場合は、児童館は休館です。
  - ※保護者が被災され、お迎えに来られない場合は保育受入れます。

### ○震度5弱以上の地震発生時の措置について

京都市において震度5弱以上の地震があった場合は以下の措置をとります。

#### 1、登校、登館前に発生した場合

- ①震度5弱以上の地震が発生し、学校が休業の場合。  
建物や周辺の安全が確認でき次第、開館。（基本は8時から開館）

#### 2、登校、登館後に発生した場合

「児童館登館後に特別警報が発令された場合」（上記参照）に準じた措置をとります。